

とっとりインターンシップ実施要綱（有償型）

（目的）

第1条 鳥取県のインターンシップ事業（以下「本事業」）は将来の産業人材となる学生を対象に、鳥取県内の産・官・学が協働で実施し、専門的なスキルや知識、学生の就業観を身に付けるとともに、県内企業の魅力や自己の特性の理解を促進する就業体験や企業紹介等を含む実習プログラム（以下「インターンシップ等」という。）を推進することにより、学生の県内定着に繋げていくことを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業は、鳥取県（以下「県」という。）が選定する団体等（以下「委託機関」という。）が県のとっとりインターンシップ推進事業の一つとして受託し、鳥取県インターンシップ推進協議会で合意した活動計画等に基づき実施する。

（対象学生の実施要件）

第3条 本事業で対象とする学生（以下「対象学生」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- （1）県内外の大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生（4年生以上）、又は専門学校生であること。
- （2）対象学生の所属する学校又は学部（以下「所属学校等」という。）が、本事業に対し協力的であり、実習期間中、対象学生への支援体制が取れること。
- （3）その他、インターンシップ等に当たって次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 委託機関の定める様式に従い、エントリーをすること。
 - イ 対象学生は、誓約書を提出すること。
 - ウ 対象学生は、期間満了までの実習の実施に努めなければならない。
 - エ 対象学生は、受入先企業の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を励行することとする。
 - オ 対象学生は、故意により受入先企業、第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受入先企業の実施要件）

第4条 インターンシップ等の企業（以下「受入先企業」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- （1）本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある企業等で、県内に事業所を有するものであること。
- （2）本事業での調整、書面の取り交し等において協力が得られること。
- （3）主として、県内での実習が可能であること。
- （4）その他、インターンシップ等に当たって次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 受入先企業は、本実施要綱を遵守し、インターンシップ等は採用選考活動ではないことをよく認識したうえで、インターンシップ等を実施するものとする。
 - イ 本事業は、第1条の目的を達せられるよう、とっとりインターンシップ実施計画書（以下「実施計画書」という。）に基づき、適切に実施するものとする。
 - ウ 受入先企業は、実施計画書を作成することとし、作成にあたっては、所属学校等及び委託機関と密に連携を取るものとする。
 - エ 受入先企業は、対象学生と雇用契約書を締結し、就業規則について学生に説明するものとする。
 - オ 受入先企業は、賃金を対象学生に支払うにあたっては、賃金は最低賃金法（昭和34年法律第137号）を遵守すること。
 - カ 受入先企業は、対象学生について労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に加入することを必須とする。
 - キ インターンシップ等の実施時間は、1日8時間以内とし、対象学生の年齢に関わらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第62条に定める危険有害業務に従事させてはならない。

ク 上記のほか、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）」（以下、「三省合意」という。）に示す、「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」を実施する場合は、「三省合意」に示す要件を満たすプログラムとする。その際、学生情報の広報活動や採用活動への活用についても、「三省合意」の内容に従うものとする。

（実習期間）

第5条 本事業の実習期間は10日以上から可能とする。ただし、対象学生の希望、受入先企業の状況によってはこの限りではない。また、やむを得ない事情で実習を継続することが困難な場合は、委託機関、受入先企業及び所属学校等で協議の上、中断又は中止の決定をすることができる。

（実施内容）

第6条 本事業の実施内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）委託機関、県内高等教育機関及び県は密に連絡を取り、本事業の広報、対象学生の募集、登録及び受入先企業の開拓、登録を行う。また、学生に対しては事前・事後学習、受入先企業に対しては、本事業の研究会、ふりかえり会等を実施する。
- （2）委託機関は、本事業に関し、学生及び企業からの相談に応じるものとする。
- （3）委託機関は、所属学校等と連携して本事業の対象学生と受入先企業とのマッチングを行い、インターンシップ等における支援及び県内就職に繋がる支援等を行う。

（コーディネーター等の配置）

第7条 前条に係る実施内容を遂行するため、委託機関にコーディネーター等本事業に専属する人員を配置することができる。

（就業規則等の遵守）

第8条 就業規則等の遵守について、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）委託機関は、受入先企業に対し、就業規則を対象学生に説明するよう、指導するものとする。
- （2）対象学生は、受入先企業就業規則を遵守するとともに、業務にあたって受入先企業の監督、指導、助言に従うものとする。
- （3）委託機関は、前項の目的が達せられるよう、必要に応じて対象学生の指導を行うとともに、受入先企業と調整を行うものとする。

（守秘義務）

第9条 本事業における情報の取り扱いについては次の各号に定めるとおりとする。

- （1）委託機関及び受入先企業は、対象学生が提出する書類等により知り得た個人情報の本事業に関する目的以外に使用しないものとし、漏洩してはならない。
- （2）委託機関、対象学生及び所属学校等は、インターンシップ等実施時に受入先企業より知り得た機密情報を受入先企業の承諾のない限り、事業実施中及び終了後も他に漏洩してはならず、また自己の用途のために用いてはならない。

（対象学生の身分）

第10条 対象学生の身分については、受入先企業における労働者として取り扱われ、労働関係法令その他労働者に関する定めを適用されるものとする。

（実習中の事故への対応）

第11条 本事業での実習中の事故については次の各号に定めるとおり取り扱う。

- （1）インターンシップ等実施中（自宅又は宿泊先と受入先企業との移動時を含む。）の傷害、事故等については、労災保険をもって補償に充てるものとし、鳥取県インターンシップ推進協議会、大学等及び委託機関は責任を負わないものとする。
- （2）対象学生が、受入先企業又は第三者に対し、傷害又は損害を与えた場合は、法令等に従って委託機関の加入する保険により処理するものとし、委託機関はこの範囲を超えての責任は負わない。

（その他の事項）

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
この要綱は、平成31年1月15日から適用する。
この要綱は、平成31年4月25日より適用する。
この要綱は、令和3年2月17日より適用する。
この要綱は、令和5年4月1日より適用する。
この要綱は、令和7年4月1日より適用する。